

全会一致で承認・可決した議案

令和3年4月臨時会 表決一覧

議案名
専決処分承認・・・町税条例等の一部改正
令和3年度 宇美町一般会計補正予算(第2号)・・・歳入歳出1億7128万6000円追加し、予算総額120億5164万1000円 新型コロナウイルス感染拡大防止関連事業等

審議した議案と各議員の賛否

令和3年6月定例会 表決一覧

○は賛成 ×は反対を表しています

議案名	議員名	丸山康夫	平野龍彦	安川繁典	藤木泰	入江政行	吉原秀信	黒川悟	脇田義政	小林征男	飛賀貴夫	白水英至	南里正秀	審議結果	討論
(請願) 宇美町議会議員の定数削減に関する請願		×	○	×	○	×	○	○	×	×	○	×	○	採択 (可否同数のため議長裁決)	反対:入江、脇田、白水 賛成:黒川、飛賀
(発議) 宇美町議会の議員の定数を定める条例の一部改正 ・・・14人を12人に削減		×	○	×	○	×	○	○	欠席	×	○	×	○	可決	反対:入江

※古賀ひろ子議長に表決権はありません

全会一致で承認・可決した議案

議案名
工事請負契約の締結・・・令和3年度 桜原小学校体育館外壁等改修工事
宇美町手数料条例の一部改正・・・地方公共団体システム機構が発行する個人番号カード(マイナンバーカード)の発行手数料徴収を町に委託
宇美町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正・・・休職期間を任用期間中3年を限度と規定
押印見直しに伴う関係条例の整備・・・町民の利便性を図るため、行政手続きにおける押印の廃止を規定
令和3年度 宇美町上水道事業会計補正予算(第1号)・・・収益的収入49万5000円追加し、計7億9758万5000円 収益的支出49万5000円追加し、計7億5485万2000円
令和3年度 宇美町一般会計補正予算(第3号)・・・歳入歳出1億6210万6000円追加し、予算総額122億1374万7000円
(発議) 薬物乱用防止に関する決議
(発議) 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議

一般質問 町政を問う5人が登壇!

- 飛賀 貴夫 議員 8P**
  - ◆町民に寄り添った行政サービスの拡充を
- 丸山 康夫 議員 11P**
  - ◆魅力あふれる一本松公園(昭和の森)にするために
  - ◆どうなる宇美町の可燃ごみ・し尿の行方
- 南里 正秀 議員 9P**
  - ◆平成広場(公園)の代替地は
  - ◆「井野山の岩盤水」との災害協定は
- 黒川 悟 議員 12P**
  - ◆宇美町都市計画用途地域等の見直しの進捗は
- 入江 政行 議員 10P**
  - ◆学校給食費無償化へ
  - ◆三菱勝田大谷坑中国人強制労働に関し石碑建立について協力をお願い

一般質問とは定例会で行われ、議員が町政全般について、町長などの執行機関の考え方や方針などを問うことです。

工事請負契約の締結を議決  
(桜原小学校体育館外壁等改修工事)

臨時会/定例会

4月臨時会  
補正予算

※万円未満四捨五入

令和3年度一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ1億7129万円を増額、予算総額120億5164万円。

主な補正は次のとおりです。

○実施期間および対象年齢の変更に伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額

○町制施行100周年記念事業基金の廃止に伴う歩み出そう次の100年基金への積立

◆町内店舗へのキャッシュレス決済の推進事業費

◆プレミアム付き地域商品券発行事業補助金

◆は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

(全員賛成で可決)

6月定例会

6月定例会は、3日から10日までの8日間の会期で開かれました。

町長から提出された案件は報告2件、人事案1件、工事請負契約案1件、条例案3件、予算案2件で、すべてを原案のとおり可決しました。

また、継続審査の請願1件、委員会発議1件、議員発議2件を可決しました。

工事請負契約締結

桜原小学校体育館外壁等改修工事

○工事箇所  
宇美町桜原一丁目1番1号  
地内

○請負契約額  
1億1858万円

○工事請負人  
株式会社岩堀工務店

宇美営業所

落札率  
98・55%

工期

契約の効力の発生の日から令和4年3月25日

(全員賛成で可決)

補正予算

※万円未満四捨五入

令和3年度上水道事業会計補正予算(第1号)

新型コロナウイルス感染症の影響による経済支援のため、上水道基本料金を3か月分減免することにより営業収益を5777万円減額補正。

(全員賛成で可決)

問 上水道基本料金減免の効果は。

答 一般家庭、事業者の経済的支援で上水道の減免を実施。また、コロナ終息後につながる支援となればと思っています。

(全員賛成で可決)

条例

宇美町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例

公務効率の維持、確保を実現するため、職員の休職期間を任用期間中3年を限度と定めるもの。

(全員賛成で可決)

人事案の同意

宇美町教育委員会委員の選任

橋本 愛子 氏(新任)